

# 福祉に「住まい」の視点を！ セーフティーネットとして住宅政策。

## 「誰も部屋を貸してくれない」

「住むところがない……」

私たちは普段、そんな不安を抱いたことはないかもしません。

ですが、私にはこんな経験があります。

私の知人に精神障害のある女性がいます。世の中にはまだまだ精神障害への偏見が少なくありませんが、けっして「怖い」存在などではありません。

定期的に通院して規則正しく服薬を行えば、十分に社会参加が可能です。彼女も体調に波はあるものの、職場の理解を得て障害者雇用枠で就労していました。

そんな彼女があるときアパートを探そうとしました。ところが不動産屋さんで正直に「精神障害がある」と伝えると、部屋を貸すのを断られてしまいます。

私も彼女を手伝いましたが何件探しても断られ続け、私たちは心が折れそうになりました。

「誰も貸してくれない……」

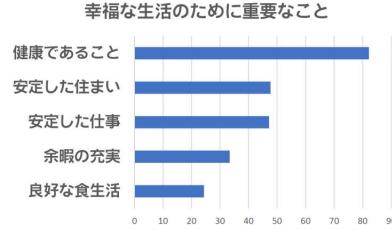
泣きそうな声でつぶやいた彼女のことが忘れられません。

障害者だけではありません。

ません。単身の高齢者、外国人、生活保護世帯や一人親家庭などの場合、アパートを借りる際に断られたり、条件に合う物件がなかなか見つからなかったりという経験を持つ方は少なくないはずです。

あるNPOが年収200万円以下の20～30代の未婚の若者に行った調査では、「幸福な生活のために重要なことは何だと思うか」という設問に対して1位は「健康」でしたが、2位は「安定した住まい」でした。これは3位の「安定した仕事」を上回っています。

つまり、経済的貧困や社会的孤立など、より困難を



抱えれば抱えるほど、「住む場所がない」という問題はきわめて切実になってくるのです。

## セーフティーネットとしての住宅政策

ヨーロッパ諸国などでは、社会保障制度の中に住宅保証が組み込まれている国が少なくありません。ですがこれまで日本では福祉や社会保障の視点の中に「住居」の問題はほとんど含まれていませんでした。

「住む場所に困っている人たちがいる」という問題がはじめて可視化されたのは、2008年に「派遣切り」が相次ぎ、年末の「年越し派遣村」に大勢の人が列を作ったときでした。

「貧困」の概念の中に、「ハウジング・プア」や「住まいの貧困」という問題が加わりました。そしてこれを受けて、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、いわゆる「住宅セーフティーネット法」が成立します。この法律は2017年4月に改正され、高齢者や低所得者、子育て世代などの「住宅確保要配慮者」に対するこんな支援が定められます。

- 住宅確保要配慮者の増加に対応するため、民間の空き家・空き室を有効活用する。
  - 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設する。
  - 入居円滑化のための経済的支援、居住支援を行う。
- (傍点は筆者)

ようやく日本でも「セーフティーネットとしての住宅」政策が本格的に始まるようになったのです。

## 「入居を拒まない」住宅

「入居を拒まない賃貸住宅」、私はこの言葉を聞いて、「誰も貸してくれない……」とつぶやいた彼女のことを思い出して涙が出そうでした。

もちろん、大家さんの側にも言い分はあるでしょう。日本賃貸住宅管理協会が2014年度に行った調査に

ようと、家賃の滞納や孤独死、事故・騒音などの不安から高齢者世帯に対しては大家さんの約6割、障害者に対しては約7割、外国人に対しては約6割がそれらの人の入居に拒否感を感じていることがわかりました。

ただ一方  
で空き屋・  
空き室は増  
加し、借り  
手のいない

物件を抱えて困っている大家さんも増加しています。

そこで「空き屋を抱える大家さん」と「住居の確保に困っている人たち」を自治体が間に入ってマッチングさせていくというのが、この法律の眼目なのです。

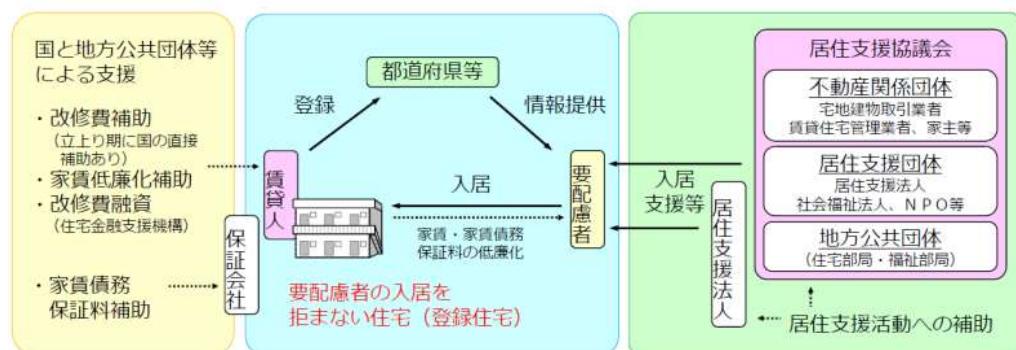
- ① 希望する大家さんは、都道府県や政令市などに「住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅」としてその賃貸住宅を登録します。
- ② 県などは登録された住宅の情報を広く提供し、住宅確保要配慮者はその情報をを利用して入居を申し込みます。
- ③ この制度を推進するため、登録住宅の改修費に対する補助や、低額所得者が家賃や家賃債務保証料を低減するための補助を受けられる仕組みが用意されます。
- ④ 自治体関係者や不動産業者、福祉関係者、居住支援を行うNPOなどから構成される「居住支援地域協議会」を設置し、住まいに関する様々な声やニーズが施策に反映されるよう取り組みを進めます。



## 藤沢の新たな「住宅マスタープラン」

住宅セーフティーネット法の改正を受けて、藤沢市で「住宅マスタープラン」を改訂して住宅確保要配慮者の支援に取り組んでいくことになりました。

### 【新たな住宅セーフティーネット制度のイメージ】



マスタープランに対するパブリックコメントには、児童養護施設を退所した青年や外国籍市民、精神障害者の住宅確保について、支援や相談体制を作ることを要望する切実な意見が寄せられました。

私もこれらのパブコメを読みましたが、いずれも今まで気づかずに来た非常に貴重な意見だと思いました。「セーフティーネットとしての住宅」は、本当に大切な課題だったのです。

2018年の12月議会で、私はこの「セーフティーネットとしての住宅政策」について質問しました。

これに対して石原計画建築部長は、このように答弁してくださいました。

議員ご指摘のとおり、今後の住宅政策については、福祉部門と住宅部門の連携が重要であると考えております。

これまでも居住支援協議会の設置に向けて、福祉部門と住宅部門で連携を図り、福祉関係団体等に出向き、まずは居住支援協議会の必要性を説明し、設置に向けた調整や、居住支援に関する課題やニーズの把握などに取り組んでいるところでございます。

…このように「住まいは人々の暮らしの基礎である」との考え方を基本に、誰もが安心して暮らせる環境づくりに向け、部門間の連携強化に努めてまいります。

藤沢市は政令市ではありませんので、このような取り組みを進める「義務」はありません。ですが、積極的に取り組みを進めようとする藤沢市の姿勢を私は高く評価したいと思います。

少子高齢化で65歳以上の単身高齢者は間違いなく増加していきます。障害者も施設入所ではなく、地域で共に暮らす動きが進むでしょう。様々な議論はあるかもしれません、日本は今後ますます多くの外国人市民も受け入れて行かざるを得ません。

そのとき、衣・食と並んで「住」の確保は社会保障の重要な課題になるはずです。

いまようやく始まったばかりの「セーフティーネットとしての住宅政策」ですが、私も地域の声を反映させながら、藤沢らしい制度作りに取り組んでいきたいと思います。